

長めの編集後記

日野玲子

このところ、自分の居場所をどこに定めれば良いのか、と悩むことが多い。自分自身のあり方や、関西の女性たちの動きについても、簡単に解決策が見つからず、困っている。

個人的には、年齢が加わり、体力や気力の減退はいうまでもないけれど、それ以上に、自分が何気なく、感じたことや思ったことを言っただけなのに、相手に圧力を与えてしまい、私の心はそんなはずではなかったと、反省の渦に取り込まれてしまう。

年齢を重ねていくのに、もうちょっと「おとな」になればと思っているのだが、それが難しい。悩むことによって、なんとか自分に出会うのだろうが、なかなか大変だ！

他方、関西の女性たちの動きというのは、VOW2月号の資料室日より「女性ニュース」に掲載されていた三井マリ子さんの裁判のことだ。

三井さんが「館長雇い止め・バックラッシュ裁判」を提訴したことを知った時、私は、提訴した経緯を伝える動きに、何事が起こったのかと関心を持った。

ステップ初代館長が公募された時、知人から応募してはどうかと勧められたことがあり、他人事とは思えなかった。また、三井さんが辞めたころ、何かごたごたしているという噂も知っていたので、早速訴状を見せてもらうことにした。

訴状を読み進むうち、そこに挙げられていた2人の名前は、よく知っている人で、ほんとに驚いた。訴えられ、被告に関わる側にいる人たちが、これまで関西の女性学

に関わってきた人たちだったのだ。

彼女たちの誠実な人柄やこれまでの仕事ぶりを知っている私にとって、この裁判をどう受けとめたらよいのか、単純に決めることができないという思いにとらわれた。とりあえず1月29日の三井裁判を支援する会に出してみようと考え、その場に出かけることにした。

すると、また驚くことになった。

支援する会の会長になっている人も事務局を引き受けている人も、私にとっては旧知の間柄で、いろいろな場に関係を持ってきた人たちだった。

人の関係で考えると、私は、もうまったくはざまに置かれている。私にとっては、どの人も大切な人。その人たちが対立の構図で、向き合っている。私は、どうすれば良いのか、ほんとに困ってしまった。

1月29日の会合に出て、私が理解したことを記しておきたい。(関心のある方は、訴状やHPをご覧ください。以下は、個人的な整理のためと、私の印象や思いです。)

(1) 三井さんの状況について

- ・豊中市の一部政治家の動きで、ステップ館長の仕事だけでなく、他市の仕事も奪われる事態になっているとのこと。
- ・豊中市の不誠実なあり方
三井さんに対する批判攻撃(例:「専業主婦は知能指数が低い」と言ったという)について、市の職員が同席していたにもかかわらず、それを否定せず、言ってもいない噂が垂れ流しにされたこと。
- ・館長職採用過程の不誠実な扱い
次期館長を決定している中で、採用試験が実施されたこと。

(2) 裁判について

- ・2つの意味をもつ裁判

<争点1>非常勤職の雇止めが妥当かを争い、精神的苦痛に対する慰謝料を求めるもの。

被告は、豊中市と財団（ステップ）

<争点2>バックラッシュ勢力に屈した豊中市と財団を問う中で、行政が行う男女平等や女性政策の内容、女性センターで働く担い手の労働条件を議論する。

（3）支援する会の広報

①「三井マリ子さんの、バックラッシュ裁判を支援しよう」

②「館長雇止め・バックラッシュ裁判」

（4）裁判についての印象

支援する会のチラシに、「本当の敵はバックラッシュ派の人々である」と書かれていた。ここ数年（2002年ころ）強くなっている、「ジェンダーフリー」バッシングや「行き過ぎた」男女共同参画という批判や攻撃がある。これに対して、なすすべがないまま萎縮するかにみえる事態に、どこかで反転させたいと考える動きだと感じた。

このバッシングは、主に政治とメディアの場で展開されているように見えるけれども、歪曲され捏造された言説が、政治家、PTAや自治会などの人々に流布され、現状肯定の保守的な世論をつくりだしている。そして、目立つ行政や個人に対してピンポイントで攻撃を行い、それを利用して、他の行政や動きに圧力を加え、自粛させる効果をもたらしているように思う。

しかし、これまで豊中市の女性政策は、男女平等について理解をもっている人たちによって作られてきたと、私は思っている。不当な批判に対して、三井さんと財団や豊中市が、なぜ共闘できなかったのか。この点がよく分からない。豊中市の女性政策担当者も、バックラッシュの動きについて、共通の認識をもっていると、私は理解して

いた。どうなったのか。

また、裁判の意味づけについて、私の理解を超えているところがあって、ここもよくわからない。「本当の敵はバックラッシュ派の人々」というのだが、被告との関係を、どう考えればよいのか。これが分からない。今、私が想像できるのは、次のようなものだ。

①被告の不作为の罪

不当な批判に対して、館長を守る義務があるのに、それをしなかった罪は問えるのではないか。これが認められると、現館長の位置を守ることにもなる。

では、行政が、不当な批判として、守る義務をおう内容はどのようなものか。

その内容を検討する際に、三井さんを批判した人々の言説や行動（バックラッシュ派の動向）を、裁判で問題にできる可能性がある。こんなひどい批判攻撃にさらされた担当者を守るべきであるのに、守らなかったという形で、不作为の罪が問えるだろう。

②館長の雇止めに対して

訴状では、被告側に不誠実な取扱いがあると記載され、この点からみるとそう思うのだが、ほんとうのところはどうか。

私は、現館長である友人を支援したい。また、三井さんも支援する必要がある。ここ1ヶ月のあまり、引き裂かれた心境で過ごしているが、ほんとうにどうすれば良いのか。バックラッシュに対して、何をすると有効なのか、対策をどうするのか。自分の居場所を問う作業が必要だと思うこのごろだ。